

月報私学

4

2015

Vol.208



食糧学院は栄養分野を学ぶ“東京栄養食糧専門学校”と、調理・製菓分野を学ぶ“東京調理製菓専門学校”の2校を池尻大橋・新宿に展開しています。創立76年の歴史のある伝統校だからできる企業との共同開発や商品開発など、在学中に様々な経験が積めるような取り組みを実施しています。

写真提供：学校法人 食糧学院（東京都世田谷区）

CONTENTS

- 平成27年度 私立大学等経常費補助金の予算(案)..... 2
- 平成26年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点..... 3
- 電子証明書等の取り扱い..... 5
- 平成27年度 学校法人基礎調査のご案内..... 6
- 事業団融資のご案内..... 8
- 被用者年金制度の一元化関連 休職中の加入者資格の取り扱い..... 9
- / 平成27年10月分から掛金等の額の計算方法が変わります..... 10
- 「私学ねんきんメール」を送付しています／掛金の納付には便利な口座振替をご利用ください
／平成27年度児童手当拠出金率／震災対応：一部負担金の免除期間の延長..... 12
- 資格関係の報告内容の訂正／加入者にかかる学種の適用..... 13
- 平成27年度 加入者向け説明会・年金請求者向け説明会及び地域事務担当者研修会を開催
します／事務担当者向けのコーナーをリニューアルしました／「月報私学」11月号の訂正..... 14
- 平成27年度 私学事業団海外研修旅行（加入者コース）の募集／
メンタルヘルス等相談サービス／学生就職活動サポートセンター..... 15
- 私学共済事業のあらまし..... 16
- INFORMATION..... 18
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 20

平成27年度 私立大学等経常費補助金の予算（案）

私立大学等経常費補助金の平成27年度予算（案）では、一般会計に3152億5000万円、復興特別会計に28億3468万円を計上しています。建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施することとしています。

一般補助は、大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費に対して補助するものです。各大学の機動的な対応を推進しつつ、責任ある運営を促進するため、平成23年度予算において実施した特別補助との大幅な組み替えの考え方を堅持しており、私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は86%となっています。

特別補助では、2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、地方における高等教育機会の確保や地方創生の観点から、経営改革や地域発展に取り組み大学等に対して、次のとおり重点的な支援を実施します。

私立大学等経営強化集中支援事業

2020年度までを「私立大学等経営強化集中支援期間」として位置づけ、大学内・大学間のスピード感ある経営改革を進め、地

方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模の私立大学等（三大都市圏以外に所在する収容定員2000人以下の大学等）を重点的に支援します。

地方の「職」を支える人材育成

大学等卒業後、最初の就労時に人口移動が集中している実態を踏まえ、地方の「職」を支える人材育成を進め、地方企業等への就労に関する取り組みを積極的に進める私立大学等を支援します。

また、「私立大学等改革総合支援事業」において、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に積極的に取り組む私立大学等に対し、経常費（一般補助及び特別補助）・設備費・施設費を一体として措置することにより、重点的な支援を継続することとしています。

このほか、特別補助においては、社会人の学び直しニーズに対応した取り組みや女性研究者の活躍促進にかかる取り組みへの支援を見直し、その充実を図ります。また、意欲と能力のある学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免や学内ワークスタディ等への支援の充実を図ることとしています。

（文部科学省高等教育局

私学部私学助成課）

人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化

私立大学を取り巻く現状

- 大学の約8割を占める私立大学は、建学の精神に基づいて社会や時代のニーズを踏まえた個性・特色ある教育を実施することにより、地域社会に貢献する多様な人材を輩出し、地域社会の発展に大きな役割を果たしている。
- 2020年度以降、18歳人口が急激に減少。また、人口移動が集中するのは大学進学時及び就職時。
（平成22年度（2010）：122万人 → 平成32年度（2020）：117万人 → 平成42年度（2030）：101万人）
▲5万人減 ▲16万人減
- 地方中小私立大学等の収支状況は半数以上が赤字傾向であり、厳しい経営状況。

地方中小私立大学等が撤退すると大都市への人口移動に拍車をかけることとなり、地方における高等教育機会確保や地方創生の観点から回避すべき。**急激な人口減を迎える2020年度までに、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る取組が、最も必要。**

① 地方私立大学等の経営改革支援

【期間限定】

私立大学等経営強化集中支援事業 《45億円・新規》

- 2020年度までを「**私立大学等経営強化集中支援期間**」として設定し、**経営改革を断行する地方の私立大学等150校を重点的に支援**
- 既存の未来経営戦略推進経費を発展的に解消し、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る私立大学等に対して加算
- 経営改善の取組内容を点数化し、総合得点の高い上位の私立大学等から採択

※対象：地方の中小私立大学等
（三大都市圏（過疎地域は除く）以外。収容定員2,000人以下。）

② 地域発展に貢献する私立大学等支援

私立大学等改革総合支援事業 《201億円の内数（前年同）》

- 全学的・組織的な教育研究改革への取組に対して経常費・設備費・施設費を一体的に支援する本事業のうち、**地域発展型（タイプ2）**において、**地域発展に貢献する私立大学等150校を重点的に支援**
- 自治体との包括連携協定の締結、全学的地域連携センターの設置、地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラムの実施等、地域発展に係る取組内容を点数化し、総合得点の高い上位の私立大学等から採択

※三大都市圏（過疎地域は除く）にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外

地方の「職」を支える人材育成 《12億円（9億円）》

- 学生の地方企業等への就職状況や地方企業等でのインターンシップの実施状況を高く評価するとともに、地元産業界等と連携した実践的PBL（Project Based Learning）の実施、就業・起業に関する地域の学校との連携といった取組を行う私立大学等に対して加算

表1 平成26年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区 分	学 校 法 人 数			学 校 数			補 助 金 額	
	総数 (A)	交 付 法人数 (B)	(B) (A)	総 数 (C)	交 付 学校数 (D)	(D) (C)	当 初 予 算 額	交 付 決 定 額
		法人	%	校	校	%	千円	千円
一 般 補 助	大 学	556	526	94.6	606	568	93.7	257,231,606
	短 期 大 学	111	109	98.2	335	311	92.8	18,505,383
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	465,011
	計	668	636	95.2	944	882	93.4	276,202,000
特 別 補 助	大 学	556	518	93.2	606	558	92.1	41,807,017
	短 期 大 学	111	103	92.8	335	296	88.4	3,298,795
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	35,733
	計	668	622	93.1	944	857	90.8	46,929,760
合 計	大 学	556	526	94.6	606	568	93.7	299,038,623
	短 期 大 学	111	109	98.2	335	311	92.8	21,804,178
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	500,744
	計	668	636	95.2	944	882	93.4	323,131,760

注：当初予算額と交付決定額の差は、復興特別会計での未執行額である。

平成26年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額323億3176万円（復興特別会計を含みます）のうち、3213億4354万5000円を82校に対して交付しました。

このうち、一般補助は2762億200万円、特別補助は451億4154万5000円（復興特別会計を含みます）となっています（表1、2）。

配分方法の主な変更点については、26年7月号でお知らせしましたが、今月号では、前回の掲載以降に決定した内容も含めて、あらためてお知らせします。

表2 平成26年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項 目 名	実 績	
	対 象	交 付 額
	校	千円
1 成長力強化に貢献する質の高い教育	725	5,056,898
2 社会人の組織的な受入れ	502	6,888,383
3 大学等の国際交流の基盤整備	666	6,506,214
4 大学院等の機能の高度化	638	16,616,661
5 未来経営戦略推進経費	44	478,412
6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	778	6,650,432
7 東日本大震災からの復興※	192	2,944,545
特 別 補 助 計	857	45,141,545

※ 復興特別会計にかかる項目

注：対象校の合計欄は、実交付学校数

◆ 当該支援事業では、私立大学等改革総合支援事業調査票の提出を受け、回答内容をもとに点数化し、それを基に文部科学省が設置した委員会において、一定の点数以上の大学等が選定されます。選定は次の1、4のタイプごとに行われ、一大学等が複数のタイプに申請することも可能です。

26年度は、前年度タイプ3の一部を基に「グローバル化」としてタイプ4を新設しました。選定校数は延べ628校でした（次頁表3）。

タイプ1「教育の質的転換」
全学的な体制での教育の質的転換に取り組み大学等を支援します。
26年度は、78点以上（100点満点）、314校が選定されました。
〔評価する取り組み（例）〕
○学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制の構築
○準備学習に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容のシラバスへの明記
○学生の学修時間の実態や学修行動の把握の組織的な実施
○学生による授業評価結果の活用

タイプ2「地域発展」
地域社会貢献、社会人受け入れ、生涯学習機能の強化等に取り組む大学等を支援します。
26年度は、43点以上（65点満点）、155校が選定されました。
〔評価する取り組み（例）〕
○大学等所在地の都道府県又は市区町村等との包括連携協定の締結
○全学的な地域連携のためのセンターの設置

タイプ3「産業界・他大学等との連携」
産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究に取り組む大学等を支援します。
26年度は、27点以上（50点満点）、55校が選定されました。
〔評価する取り組み（例）〕
○産学連携のための部署の設置及び専任教職員の配置
○他大学等と共同でFD又はSDを実施

タイプ4「グローバル化」
語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化に取り組む大学等を支援します。

平成26年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点

私立大学等改革総合支援事業

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対して、経常費（一般補助・特別補助）・設備費・施設費（文部科学省執行）を一体として重点的に支援する事業です。

26年度は、46点以上（100点満点）、104校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

○海外大学との単位互換にかかる協定の締結

○海外大学とのダブル・ディグリーにかかる協定の締結

表3 平成26年度 私立大学等改革総合支援事業 選定状況

※（ ）内は25年度

	大学			短大			高専		申請校数計	選定校数計	選定率	平均点 (点)	選定ライン (点)
	申請校数 (校)	選定校数 (校)	選定率	申請校数 (校)	選定校数 (校)	選定率	申請校数 (校)	選定校数 (校)					
タイプ1 【教育の質的転換】	477 (490)	231 (192)	48% (39%)	227 (235)	82 (62)	36% (26%)	2 (2)	1 (1)	706 (727)	314 (255)	44% (35%)	70.07 (57.92)	78 (68)
タイプ2※ 【地域発展】	348 (370)	127 (129)	36% (35%)	150 (169)	28 (27)	19% (16%)	1 (1)	0 (1)	499 (540)	155 (157)	31% (29%)	34.29 (26.47)	43 (34)
タイプ3 【産業界・他大学等との連携】	234	55	24%	52	0	0%	1	0	287	55	19%	17.12	27
タイプ4 【グローバル化】	195	100	51%	43	3	7%	1	1	239	104	44%	41.52	46
参考：25年度 タイプ3	(276)	(104)	(38%)	(77)	(0)	(0%)	(0)	(0)	(353)	(104)	(29%)	(23.37)	(29)
延べ計	1,254 (1,136)	513 (425)	41% (37%)	472 (481)	113 (89)	24% (19%)	5 (3)	2 (2)	1,731 (1,620)	628 (516)	36% (32%)	—	—
実数計	505 (520)	319 (293)	63% (56%)	238 (250)	92 (72)	39% (29%)	2 (2)	1 (2)	745 (772)	412 (367)	55% (48%)	—	—

※タイプ2においては、私立大学等改革総合支援事業委員会における審議を踏まえ、地域バランスの観点から一部調整している。

◆ 当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

一般補助

「教育研究経常費」のうち「教員

経費」及び「学生経費」の補助金算定額に19・1%を乗じた額について、2億5000万円を上限として増額します。

特別補助

タイプごとの得点に応じた一定額（800～1200万円）を増額します。

当該支援事業の詳細については、文部科学省ホームページ「教育」大学・大学院、専門教育▼私立学校の振興▼私学助成の充実▼大学等関連」をご覧ください。

一般補助

定員管理における留年者の取り扱い
【拡充・要件追加】

成績評価の厳格化により留年者が増加しても、補助金算定上（増減率）不利とならないように、標準修業年限を超えて在籍する留年者のうち、一定の者については、要件を緩和しています。標準修業年限を超える在籍期間が「1年以内の学生」に加え、「2年以内の学生」（ただし、2年間以上、海外留学した学生に限り、「3年以内の学生」）についても対象とします。

また、次の2つの要件、①「GPA制度を導入していること」及び②「成績不振の学生への個別指導を主体的に実施していること」を追加します。

ただし、この2つの要件は経過措置として、27年度から適用します。

特別補助

一 成長力強化に貢献する質の高い教育

就職支援・就業力育成の充実【拡充】
大学等の組織的関与の下で行われるインターシップを実施している大学等について、1校当たり50万円を支援します。さらに、実施に当たり「事前・事後の教育」及び「キャリアセンター等との連携」の各取り組みを実施している場合は、取り組み1件当たり30万円を支援します。

二 大学等の国際交流の基盤整備

(1) 実践的な語学力の習得や国際理解の推進【拡充】
グローバルな視点から地域社会の発展を支える知的推進拠点として、実践的な語学教育、海外就業力の強化等にかかる取り組みを実施する大学等について、実施している取り組み1件当たり30万円（最大13件）を支援します。

ただし、私立大学等改革総合支援事業タイプ4の選定校については、1校当たり150万円を補助額の上限とします。

〔26年度追加した取り組み〕

- 外国語のレベル別クラス編成
- ITを活用した語学の自主学習支援
- TOEIC／TOEFL等の受講料

補助

○教員の語学力向上のためのFD

○国際寮や英語村等での語学学習・国際交流

○留学中のサポート体制

(2) **クールジャパンを活用した日本文化の発信【新規】**
外国人を対象とした日本文化（伝統文化・日本文学・ポップカルチャー等）の発信のための取り組みを実施する大学等について、1校当たり30万円を支援します。

三 大学院等の機能の高度化

法科大学院支援【算定方法変更】

自主的・自律的な組織見直しを更に促進する観点から、減額対象となる大学を判断する指標として、司法試験の合格率及び入学選抜の競争倍率に加え、新たに入学定員充足率を追加します。

減額する額は、法令により配置が義務付けられている実務家教員数1人当たり400万円に、指標の状況に応じた一定率（100%～12・5%）を乗じて得た額とします。

四 未来経営戦略推進経費

教学改革推進のためのシステム構築・職員育成【新規】

教学改革推進のためのシステム構築及びインスティトゥーショナル・リ

サーチャーなど高度専門職の育成にかかる取り組みを行う大学等を支援します。

特別補助審査委員会の審査による採択制とし、採択された場合、原則として3年間、所要経費の2分の1以内の額を支援します。

26年度は、24校から申請があり、11校が採択されました。採択された取り組み事例は、私学事業団ホームページに公表する予定です。

五 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実

学内ワークスタディ事業支援【要件追加・拡充】

従来の要件に加え、対象となる学生を経済的に修学困難な者とし、要件に家計基準を追加します。また、補助額の上限を、1校当たり500万円から1千万円に引き上げます。

六 東日本大震災からの復興支援

被災私立大学等復興特別補助【拡充】

従来の支援内容に加え、震災前より入学者数が減少している福島県内の大学等については、次のとおりの支援を行います。

○学生1人当たり10万円を増額します。

○外国人留学生1人当たり3万円を増額します。

○入学者の募集のため大学等の安全性

等を広報する活動について、所要経費を増額します。

○他大学や外部の教育機関と提携した魅力ある教育プログラムの実施について、所要経費の4分の3以内の額を増額します。

なお、東日本大震災からの復興支援については、25年度と同様に「授業料減免事業等支援（震災分）」についても継続しています。

主な変更点は以上です。補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼私立大学等経常費補助金をご覧ください。



問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)7296・7297

一般補助

☎03(3230)7300・7302

7306・7308

特別補助

☎03(3230)7303・7305

7309・7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

電子証明書等の取り扱い

セキュリティの確保

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、現段階における最大のセキュリティ対策を講じています。不正アクセスや「なりすまし」によって、情報の流出や改ざんが起らないよう、また、通信中のデータを見られても内容がわからないように、充分配慮したシステムになっています。

電子証明書等の取り扱い

「基礎調査票e-マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。

電子証明書等を利用したシステムは、学校法人が自法人のデータ領域に確実にアクセスでき、また、第三者からは決してアクセスできないように構築されています。

電子証明書等に関しては、次のことにご注意ください。

- ①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当されている責任者、あるいは責任者が許可した担当者の端末にのみインポートしてください。責任者が把握をしていない端末にインポートすると、情報の流出や改ざんにつながる可能性があります。
- ②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

平成27年度電子証明書等送付

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。また、パスワードにつきまし

ては、電子証明書とは別送します。今回、次の4種類の電子証明書を送付します。

■親認証

■学校法人ポータルサイト閲覧用（子認証）

■私学情報提供システム用（子認証）

■寄付金システム用（子認証）

「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「基礎調査票e-マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しています。ぜひご利用ください。

なお「基礎調査票e-マネージャ」用の子認証は送付いたしません。取得する場合は、親認証をインポートしたパソコンから「基礎調査票e-マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

※ウィンドウズXP[®]は、米マイクロソフト社による製品サポートが終了したことにより、セキュリティ維持のため使用できません。また、平成28年1月12日以降、同じく米マイクロソフト社のインターネット・エクスプローラのサポートは各OSで動作する最新版に限定される予定ですので、本事業団が発行する電子証明書等を使用できる推奨環境が変更される場合があります。いずれも詳細は、米マイクロソフト社の公式サイト等でご確認ください。

平成27年度

学校法人基礎調査のご案内

大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校を設置する学校法人を対象として「平成27年度 学校法人基礎調査」を実施します。

本調査により得られた情報は、私学事業団が行う各種業務（経営相談、融資、補助金交付等）、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用いたします。

本調査は、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」（以下「e-マネージャ」）により実施します。調査に関連するご案内を「学校法人ポータルサイト」（本事業団ホームページ「助成業務」画面右上よりログイン）に随時掲載しますので、ご参照ください。

「e-マネージャ」を利用した提出

「e-マネージャ」は、インターネットを利用して調査を実施するシステムです。電子認証により「e-マネージャ」にアクセスし、各調査項目に

データを入力し、送信していただく「e-マネージャ」での調査は、95%の学校法人でご利用いただいています。なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「e-マネージャ連絡用掲示板」又は「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

「e-マネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に充分配慮されています。
- ② 複数の部署で同時に作業することが可能です。
- ③ インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業することが可能です。
- ④ 「e-マネージャ」をご利用いただく際にインポートした認証（親認証）により、「私学情報提供システム」をご利用いただけます。当システムでは、学校経営のための分析資料出力や『今日の私学財政』の閲覧が可能です。

高等学校法人・中等教育学校法人・中学校法人・小学校法人の皆様へ

本事業団では、基礎調査の提出方法として、前記の「e-マネージャ」を推奨しております。

「電子媒体化システム」による調査については、今年度（平成27年度）の調査をもって終了する予定です。従来「電子媒体化システム」でご提出いただいた学校法人におかれましては、今後は「e-マネージャ」をご利用くださいますようお願いいたします。

システム環境等により「e-マネージャ」を利用できない場合は、私学情報室までご相談ください。

なお、昨年度「e-マネージャ」でご提出いただいた学校法人には、「電子媒体化システム」用の「操作マニュアル・入力要領」は送付しませんでした。ご了承ください。

決算書のご提出をお願いします
(大学法人・小学校法人の皆様へ)

本調査ご提出の際、「平成26年度決算書（写）」を一部、私学情報室宛てにご送付くださいますようお願いいたします。

ご提供いただいた決算書は、基礎調査の財務関連数値の確認に利用させて

いただくほか、統計分析資料作成における貴重な資料となっています。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

補助金課へ提出されている場合も、お手数ですが、別途私学情報室へもご送付くださるよう、お願いします。

決算書送付先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

大学法人・短期大学法人・
高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、納付金調査にご協力いただき、ありがとうございます。引き続き本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

近年、情報提供業務において、教育情報を伴った分析の要望が多数寄せられるようになったことを受け、昨年度より教育情報についての調査を開始しております。教育情報は、教員数や学生数等の基礎的な情報と併せ、大学ポータル（私学版）において公表される情報でもあります。

大学ポートレート（私学版）

参加状況と今後の課題

大学ポートレート（私学版）につきましては、各学校の積極的なご参加をいただき、ありがとうございました。昨年10月のサイトオープン時には780校にご参加いただき、その後も徐々に増加して、27年3月時点では810校に達しています。

本事業団では、公表していただいた情報を利用者に有効に活用してもらうため、大学ポートレート（私学版）のパンフレット・リーフレットを作成し、大学進学希望者、保護者及び高等学校の進路指導担当教員等に向けたPR活動に取り組んでいます。



大学進学希望者・保護者向けリーフレット

こうした本事業団のPR活動を、大学法人・短期大学法人の皆様にもご理解いただき、大学ポートレート（私学

版）において公表する情報を、さらに利用者のニーズに応える情報に更新していただければ、より一層、大学ポートレート（私学版）が活用され、そこで新しい大学と出遭う大学進学希望者が一人でも多く生まれることを期待したいと思います。



進路指導教員向けパンフレット

今後は、利用者に対して、いかに分かりやすく情報を発信できるかが課題だと思っています。

公表する情報を基礎調査としてご提供いただいているため、どうしても硬い表現になりがちですが、大学進学希望者へのアピールの場としての観点で公表していただくことが必要になって

くるのではないのでしょうか。

教育情報の活用

大学ポートレート（私学版）の役割として、教育情報の活用があります。公表されている教育情報を各私立大学等が活用することで、自大学等の教育改善や経営改善計画の策定に役立てることができます。また、本事業団でも、公表されている教育情報を分析し、情報提供に努めてまいります。

大学ポートレート（私学版）の趣旨をご理解いただき、皆様の積極的なご参加と調査へのご協力をお願いいたします。

高等学校の皆様へ
大学ポートレート（私学版）のご案内

大学ポートレート（私学版）は、大学の魅力をアピールできる場として、昨年10月にオープンしました。この大学ポートレート（私学版）は、国公立共通で公表する教育情報に加え、それぞれの私立大学等が、自らの特色や強みといえる様々な教育上の取り組みを、大学等への進学希望者やその保護者及び高等学校の進路指導担当教員等に対して伝えることを主眼としています。

また、大学ポートレート（私学版）

は、どこにどのような情報が掲載されているのか、すぐに探せるようフォーマットを統一して魅力を紹介しています。更に、ここで紹介しきれなかった情報をより詳しくお伝えするために、各項目から、大学等のホームページへリンクできるようにしています。

高校生が、自分の「好きなこと」や「夢」をキーワードに、大学ポートレート（私学版）で新しい学校と出遭えたら、その後は学校のホームページでより詳しい情報を探す、そうすることで適切な進路選択支援になれば幸いです。

詳細を記載した前述のパンフレット・リーフレットを、私学事業団ホームページ「大学ポートレート（私学版）」サイトの「利用方法」に掲載していますので、ご利用ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
学校法人基礎調査

☎ 03(3230)7840～7843・7850

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp
大学ポートレート

☎ 03(3230)7852・7853
Eメール portrait@shigaku.go.jp

事業団融資のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金の融資を行っています。原資は、国の財政融資資金、私立学校教職員共済制度の年金運用資金等です。本事業団融資は、①長期（据置期間を含めて最大20年）、②固定金利（償還完了まで契約時の金利を適用）、③元金均等償還（償還の進行に応じて確実に元金が減少）を特長とします。

今月号では、事業団融資の概要をご案内します。

事業団融資のチェックポイント

1	資金計画	事業費の20%以上の自己資金（負債の伴わないもの）が必要です。
2	融資額の算定	以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。 ①事業査定…実施事業の規模から算出（事業費の80%以内） ②資産査定…法人の正味資産から算出（前年度決算書を用います） （総資産－総負債）×30% ③担保査定…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額×担保率（80%以内）
3	金利・ご返済	契約時の固定金利です。元金均等償還です。 償還時期は【元金：年1回（据置期間後） 利息：年2回の後払い】です。
4	担保物件	物上担保（土地・建物） ①評価するのは、土地のみとします。 ②評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ③抵当権の順位は、事業団を第1順位とすることが条件となります。 ④事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。 ⑤担保提供された建物の火災保険に質権を設定します。
5	連帯保証人	1名以上が必要です（原則として、学校法人の理事長等は連帯保証人となっていただきます）。
6	契約・資金交付時期	契約と資金交付は同月に行います。資金交付希望月の翌月までの事業費の支払状況に応じて交付します（申込書をご提出いただいてから審査等の期間として、通常2～3か月を要します）。
7	理事会にお諮り いただく内容	以下について、事業団融資申込の前に理事会にて承認が必要です。 ①事業団からの借入れについて ②担保物件について ③連帯保証人について
8	主な申込必要書類	申込書（含償還計画） 平成26年度決算書・平成27年度予算書 学校要覧 契約書（写） 提供担保物件一覧 建築確認済証（写） 図面（平面図等） 公図 登記簿謄本 連帯保証人明細書 等

融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資課）

お借り入れからご返済まで、法人所在地域ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・
栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県

➡ ☎03(3230)7862～7863

東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府

➡ ☎03(3230)7864・7865

大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・
山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・
熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

➡ ☎03(3230)7866・7867

FAX 03(3230)8570（融資課共通） E-mail yushi@shigaku.go.jp（融資課共通）

休職中の加入者資格の取り扱い

―厚生年金との一元化に合わせて平成27年10月から見直し― 業務部 資格課

平成27年10月から、被用者年金制度の一元化に伴い、私学共済の加入者は同時に、厚生年金保険の適用となります（第4号厚生年金被保険者）。このことから、休職中の加入者資格や標準報酬の届け出等実務的な手続きの基準について、基本的に厚生年金保険の取り扱いと均衡を図る必要があります。

休職中の教職員の加入者資格

休職中の教職員が私学共済の加入者資格を維持するには、私学共済法第14条第2項に「学校法人等から給与を受ける」という要件があります。

現在、この休職中の給与について、「平常勤務時の最低2割以上」支給することを判断基準としており、休職中の支給額が2割を下回った場合は、原則として加入者資格は喪失することになっています。

一方、厚生年金の取り扱いは、従業員が事実上の労務を提供し、これに対し事業主が一定の報酬を支払う事実上の使用関係があればよく、報酬の有無によって一律に判断されるものではなく、実態として常用的な使用関係があるかどうかによって被保険者資格の有無を判断しています。

ただし、厚生年金においても、休職中に全く報酬が支給されない場合で、名義は休職であっても、実質は使用関係の消滅とみるのが妥当とされるような場合においては、被保険者の資格を喪失します。

被用者年金制度の一元化を踏まえ、休職中の加入者資格維持の基準の相違について、制度間の整合性を図るため見直しをすることとしました。

私立学校教職員共済法第14条第2項

「前項の規定により加入者とされた者が次に掲げる事由に該当することとなったときは、同項及び第16条の規定にかかわらず、その該当する間、その者を加入者とする。

一 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から給与を受ける場合に限る。）（第二号以下略）」

27年10月からの取り扱い

27年10月1日から、休職中の教職員の加入者資格の取り扱いについて「平

常勤務時の最低2割以上」の給与支給の基準を廃止し、次のように取り扱います。

休職中の加入者資格

学校法人等に使用される者が、私学共済法第14条第2項第1号に該当し休職した場合については、報酬の全部又は一部が支給されない場合であっても、実態として当該学校法人等との間に常用的な使用関係が認められるときは、学校法人等から報酬を受けるものと解し、加入者資格を維持することとします。ただし、この休職期間は、公務員の場合における休職の取り扱いを勘案して、実態として当該学校法人等との間の常用的な使用関係が終了したものと認められるときは加入者資格を喪失します。

例えば、病気等で休職している場合などで、報酬の支給停止が一時的であり、使用関係が存続していると認められる場合、資格は継続しますが、復職する見込みがないことが明らかな場合は、加入者資格を喪失します。

また、この休職期間中は標準報酬の変更は認められず、掛金及び加入者保険料も、休職開始前と同様に学校法人等と加入者が折半負担し、学校法人等が納付しなければなりません。

なお、この取り扱いは、27年10月1日からの実施となりますので、27年9月30日までは、従来の基準である平常勤務時の最低2割以上の給与の支給を

満たさないとき（病気休暇の初月1か月以内等の特例期間を除きます）は、加入者資格を喪失します。

その他

切り替え前に給与の支給額が2割未満となったため資格喪失した教職員

27年9月30日までに平常勤務時の2割未満に給与が減額又は無給となったことを理由に加入者資格を喪失している者で、10月1日を^{また}跨いで学校法人等との間に常用的な使用関係が継続し、かつ将来に復職する見込みがある場合は、27年10月1日に加入者資格の再取得を経過的に認めます。

ただし、休職状態が継続していますので、再資格取得時の報酬月額^は実際に休み始めた日の属する月の前月の標準給与の月額の基礎となった給与月額（私学事業団で確認している給与月額）となります。この経過的に再資格取得する加入者の資格取得報告書の提出方法（添付書類など）については、詳細が決定次第お知らせします。

◆◆◆
被用者年金制度一元化や、休職中の加入者資格の取り扱い変更に伴い、標準報酬の報告（定時決定や随時改定等）についても10月から見直す予定です。内容の詳細が決定次第お知らせします。

3 変更時期

この計算及び端数処理方法の変更は、27年10月調定分（27年11月納付分）掛金等から適用となります。

（参 考）一元化後の計算方法の例（給与から控除する場合）

○軽減後の加入者保険料率が 13.557% の場合

50 銭以下の場合は切り捨て
50 銭を超える場合は切り上げ

（単位：円）

加入者	①標準報酬月額	②保険料額 (①×保険料率)	③加入者負担額	④学校法人等負担額
			端数処理前の額	
A さん	150,000	20,335.50	10,168	
			10,167.75	
B さん	300,000	40,671.00	20,335	
			20,335.50	
C さん	380,000	51,516.60	25,758	
			25,758.30	
合計		a 112,523.10	c 56,261	d 56,262
通知額		b 112,523		

通知額 **b**
合計 **a** の額から 1 円未満の端数を切り捨てた額

学校法人等負担額 **d**
通知額 **b**－加入者負担額合計 **c**
 $112,523 - 56,261 = 56,262$

- (1) 短期給付分掛金（福祉事業分を含みます）、介護分掛金、加入者保険料及び退職等年金給付分掛金ごとに、それぞれ **b** の通知額を求めて合算すると児童手当拠出金を除いた納付額になります。
- (2) 賞与にかかる掛金等通知額の計算も原則として上記と同じです。ただし、端数処理については、掛金等ごとに標準報酬月額と標準賞与額にかかる掛金等の合計 **a** をそれぞれ求めて合計した後に行います（合計した額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます）。
- (3) 都道府県補助金がある場合は、標準報酬月額にかかる軽減後の加入者保険料に対し補助されます。標準賞与額にかかる軽減後の加入者保険料に対しては補助されません。

平成27年10月分から掛金等の額の計算方法が変わります

業務部 掛金課

本誌平成26年11月号で、被用者年金制度の一元化に伴う事務の取り扱いについてお知らせしましたが、今回は掛金等の計算方法と折半負担の際の端数処理の方法についてご案内します。

1 概要

- 「加入者保険料」は、厚生年金保険の保険料であることから、計算方式及び端数処理については厚生年金保険の計算方式により取り扱います。
- 私学共済制度の掛金（「短期給付分掛金（福祉事業分を含みます）」「介護分掛金」及び「退職等年金給付分掛金」）についても厚生年金保険の計算方式に揃えることとします。
※ 私学共済においては、加入者保険料にかかる負担増に対し保険料軽減を行います。これを「軽減後の加入者保険料」といいます。

2 内容

- 平成27年9月分までの掛金と10月分掛金等からの取り扱い

	掛金額計算	折半負担額の端数の取り扱い
9月分掛金まで (私学共済方式)	標準給与の月額（標準賞与の額）× 掛金率＝掛金額（1円未満の端数は 切り捨て） (通知額) 加入者ごとに算定した額の合計額	○給与から控除する場合 加入者負担分の端数は切り捨て、学校法人等負担分の端数は 切り上げ ○加入者が現金で納付する場合 加入者負担分の端数は切り上げ、学校法人等負担分の端数は 切り捨て ○ただし、学校法人等と加入者の間で特約がある場合はこの限 りではない。
10月分掛金等から (厚生年金方式)	標準報酬月額（標準賞与額）×掛金 等率＝掛金等額（端数処理はしない） (通知額) 加入者ごとに算定した額の合計額 (ただし、1円未満の端数は切り 捨て)	○給与から控除する場合 加入者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を 超える場合は切り上げ、学校法人等負担分は通知額から加入 者負担分の合計額を差し引いた額 ○加入者が現金で納付する場合 加入者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以 上の場合は切り上げ、学校法人等負担分は通知額から加入者 負担分の合計額を差し引いた額 ○ただし、学校法人等と加入者の間で特約がある場合はこの限 りではない。

- 児童手当拠出金の取り扱い

児童手当拠出金の取り扱いについては、一元化後も従前と変わりません。

- 異動増減額にかかる取り扱い

遡って資格取得（喪失）した場合や、給与（賞与）を訂正した場合は、掛金等に異動増額（減額）が生じますが、その際は掛金等ごとに1円未満の端数を持ったまま増減調整し、調整後の合計額に1円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

具体的には、掛金早見表で差額を求め、当月分の掛金等と合計したうえで最後に端数処理をします（計算途中では端数処理はしません）。

なお、27年10月分以降の調定時に発生する同年9月以前の期間にかかる掛金等の異動増額（減額）については、一元化前の計算方法とします。

59歳に達した加入者を対象に

「私学ねんきんメール」を送付しています

広報相談センター 相談班

年金を請求する前に、年金加入状況及び将来受け取る年金見込額等をお知らせするため、59歳の誕生日に「私学ねんきんメール（リーフレット同封）」を送付しています。

なお、送付する「私学ねんきんメール」については、平成27年10月に実施される被用者年金制度一元化に伴う改正内容等は反映していませんのでご了承ください。

送付方法及び送付先

- 加入者については、個人ごとの親展封筒で学校法人等宛てに送付します。
- 元加入者については、自宅宛てに送付します。

記載内容

- ① 年金加入記録（加入者番号・学校等名称・資格取得年月日・退職年月日・期間の種類・加入月数・年金となるこれまでの加入月数）
- ② 年金の算定の基となる標準給与の額
- ③ 受給開始年齢
- ④ 受給開始年月
- ⑤ 現行法令上での年金見込額（特別支給・本来支給の退職共済年金額）

59歳以外の人への
随時発行

年金の請求年齢に達するまでの加入者及び元加入者で、送付を希望する場合は「私学ねんきんメール請求依頼書」で申請してください。

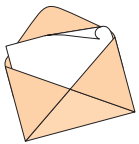
ただし、50歳未満の場合、上記①のみの記載となります。

依頼書は、私学共済ホームページからダウンロード又は直接請求してください。

被用者年金制度の一元化後

被用者年金制度の一元化に伴い、私学教職員についても厚生年金の適用を受けるため、35歳、45歳及び59歳の節目年齢の誕生日に「ねんきん定期便」を学校法人等を経て送付します。

※節目年齢以外の加入者には、毎年簡易形式の「ねんきん定期便」を誕生日に学校法人等を経て送付します。



掛金の納付には便利な

口座振替をご利用ください

業務部 掛金課

申し込み手続きや毎月の引き落としには、手数料は一切かかりません。手続き完了後は、毎月ご指定の口座から自動的に引き落とします。納付忘れ等の心配もなく、金融機関の窓口で納付する場合に提示が必要な法人等確認書類を用意する手間も省けます。

私学共済制度の掛金は、税金と同じ公租公課の取り扱いとなりますので、万一、納付期限を過ぎて払い込まれますと、延滞金等の負担が発生することもあります。

毎月の掛金・児童手当拠出金の納付には、安全、確実に大変便利な口座振替をご利用ください。
手続き用紙「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は私学事業団まで請求してください。

平成27年度

児童手当拠出金率

業務部 掛金課

今年度の児童手当拠出金率は、平成26年度と同率の0.15%となりました。

震災対応

一部負担金の免除期間の延長

業務部 短期給付課

東日本大震災の福島原発災害による避難指示区域等に居住している（していた）加入者や被扶養者の人に対する一部負担金の免除を3月1日以降も引き続き延長します。

1 免除を受けることができる期限

● 帰還困難区域等及び上位所得層（※）を除く旧避難指示解除準備区域等・旧緊急時避難準備区域等に居住する（していた）加入者等
↓ 平成28年2月29日まで

● 旧避難指示解除準備区域等に居住する（していた）上位所得層（※）の加入者等
↓ 平成27年9月30日まで

● 旧緊急時避難準備区域等に居住する（していた）上位所得層（※）の加入者等
↓ 平成27年7月31日まで

※上位所得層：標準給与月額が53万円以上に該当する加入者

2 更新免除証明書の交付

● すでに一部負担金免除証明書（27年2月28日有効期限）をお持ちの人に、有効期限を更新した証明書を3月初旬に交付しました。

● 更新免除証明書を医療機関等の窓口で提示できずに窓口負担したときは、一部負担金の還付を請求できます。

加入者証や確認通知書の内容を確認してください

資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。氏名や生年月日が誤った加入者証等は医療機関で使用できない可能性があります。また報告された給与が誤っていると、掛金額や給付額にも影響が出てしまいます。報告内容が誤っていることに気付いたときは、速やかに訂正や取り消しの手続きをしてください。

訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

・【ダウンロード】と記載のある用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕コーナーからダウンロードできます。
・報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面か、〔様式用紙等のダウンロード〕コーナーの記入例をご確認ください。

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書【ダウンロード】 ※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書【ダウンロード】
資格取得、資格喪失年月日又は喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書【ダウンロード】
加入者の生年月日・性別・氏名・住所を変更・訂正するとき	加入者異動報告書【ダウンロード】
被扶養者の生年月日・性別・氏名・続柄を変更・訂正するとき	被扶養者異動報告書【ダウンロード】
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書 ※業務部資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書 ※業務部資格課へ連絡してください。
資格取得時の給与、定時決定（標準給与基礎届書）、標準給与改定届書の給与額を訂正するとき	給与訂正申出書【ダウンロード】
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書【ダウンロード】
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の書式で依頼） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。

訂正や取り消し報告の注意事項

- 訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- 加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- 加入者住所を変更・訂正しても新しい加入者証等は発行しません。使用中の加入者証の加入者証住所欄を加入者ご自身で修正・変更してください。

学種（学校種別）	記号
大学（大学院）	A
短期大学	B
高等学校 中等教育学校	C
中学校	D
小学校	E
幼稚園（こども園）	F
特別支援学校	G
各種学校	H
高等専門学校	J
専修学校	K

※認定こども園については本誌3月号を参照
報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください。

学校法人等から提出された「資格取得報告書」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。

都道府県からは、学種に応じた長期掛金に対する補助金を受けています。この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が異なります。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いのある場合もあります。

▼都道府県補助金と学種

私学共済制度では、学校ごとに学校番号を決定し、加入者番号は勤務する学校単位に付番しています。
採用や配属の際に報告する「資格取得報告書」や「所属学校等変更報告書」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属で報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属誤りのないよう注意してください。

加入者にかかる学種の適用

業務部 資格課

平成27年度 加入者向け説明会・年金請求者向け説明会及び 地域事務担当者研修会を開催します

広報相談センター 相談班

各ガーデンパレス共済業務課では、

私学共済制度や将来受け取る年金の請求といった手続きなどをご理解いただくために、次の説明会等を実施いたします。いずれも参加費無料となっておりますので、ぜひご参加ください。

加入者向け説明会

●説明内容

病気やケガに対する短期給付の手続きや、将来の年金を受給するための基礎知識、その他福祉事業に関する説明です。

●参加対象者

加入者（加入者期間が、おおむね3年以内の人）

年金請求者向け説明会

●説明内容

私学共済の年金制度の概要及び年金の請求手続きや退職後の年金額の試算についての説明です。

●参加対象者

加入者（各ガーデンパレス共済業務課にお問い合わせください）

参加方法等

●申し込み方法

ブロック誌又は私学共済ホームページに掲載されている「加入者向け説明会申込書」又は「年金請求者向け説明会申込書」により、申込締め切り日（必着）までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送によりお申し込みください。

●参加の可否通知

申込締め切り日後に、参加の可否を申込者宛てにお知らせします。

●問い合わせ先

各ガーデンパレス共済業務課

●その他

定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ない開催地区は、中止とさせていただきます。※詳しくはブロック誌又は私学共済ホームページ（きょうさいトピックス）等をご覧ください。

地域事務担当者研修会

●研修内容

私学共済制度の事務にかかる基礎的な事項や手続き等の内容で初任者向け

の研修です。

●参加対象者

私学共済事務担当者

●申し込み方法

地域事務担当者研修会を開催する地区の学校法人等に開催案内を送付します。「地域事務担当者研修会参加申込書」を同封しますので、申込締め切り日（必着）までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送によりお申し込みください。

●参加の可否通知

申込締め切り日後に、参加の可否を申込者の連絡先住所宛てにお知らせします。

●問い合わせ先

各ガーデンパレス共済業務課

●その他

定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ない開催地区は、中止とさせていただきます。※詳しくは開催案内文又は私学共済ホームページ（事務担当者コーナー）「お知らせ」等をご覧ください。

私学共済ホームページ

事務担当者向けのコーナーを
リニューアルしました
広報相談センター 広報班

「月報私学」11月号の訂正

本誌平成26年11月号（Vol. 203号）の「被用者年金制度の一元化に伴う事務の取り扱い」の記事において誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

12頁 下から11行目

誤 「第44級 1,210,000円」

正 「第43級 1,210,000円」

したがって、27年10月においては、標準報酬月額にかかる等級の変更はありません。

私学共済ホームページへの加入者用ログインページ設置に合わせ、事務担当者コーナーを3月末にリニューアルしました。リニューアル後は、コーナーの内容はすべてログインページ内に掲載しています。ユーザー名、パスワードの変更はありません。加入者向広報「レター」の送付状にも掲載していますのでご確認ください。ご不明な場合は、広報班までお問い合わせください。今後も充実をはかっていますので、ぜひご活用ください。

平成27年度 私学事業団海外研修旅行（加入者コース）の募集

— 見聞・視野を広げる機会として、ぜひご参加ください — 福祉部 保健課

コース	内 容	旅 行 期 間	日数	旅行代金	1人部屋追加代金
夏 期	A-1 アイルランド・イギリス 周遊教養の旅	平成27年8月4日(火)～平成27年8月13日(木)	10	428,000円	95,000円
	A-2 フィンランド・アイスランド 周遊教養の旅	平成27年8月4日(火)～平成27年8月13日(木)	10	518,000円	95,000円
	A-3 フランス周遊教養の旅	平成27年8月19日(水)～平成27年8月28日(金)	10	338,000円	90,000円
	A-4 オランダ・ベルギー・ ルクセンブルク周遊教養の旅	平成27年8月17日(月)～平成27年8月26日(水)	10	348,000円	80,000円
	A-5 チェコ・ハンガリー・オーストリア 周遊教養の旅【関西空港発着】	平成27年8月17日(月)～平成27年8月26日(水)	10	378,000円	80,000円
冬 期	A-6 カンボジア・ベトナム周遊教養の旅	平成27年12月27日(日)～平成28年1月3日(日)	8	148,000円	65,000円
	A-7 ギリシャ・イタリア周遊教養の旅	平成27年12月28日(月)～平成28年1月4日(月)	8	378,000円	95,000円

※A-5コース以外は成田又は羽田空港発着です

参加資格

- ・加入者（任意継続加入者を含みます）とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫
- ・18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。

募集人員

- ・各コースとも30名（最少催行人員15名）

参加申込受付期間

夏期コース：4月16日(木)～6月5日(金)必着
冬期コース：9月7日(月)～10月9日(金)必着

パンフレット・申込書のお取り寄せ先

〒163-6011 東京都新宿区西新宿6-8-1
住友不動産新宿オークタワー11階
株式会社 エイチ・アイ・エス 教育旅行セクション
私学事業団海外研修旅行係 板倉・小谷・小野田
☎03(5908)3335 FAX03(5908)3028
E-mailアドレス：tb-school@his-world.com
営業時間 月～金 9：30～18：00
土 10：00～15：30(日・祝日は休業)

シェーンブルン宮殿 (A-5コース)



(イメージ)

学生就職活動サポートセンター

私学事業団は学生就職活動サポートセンター（東京・大阪）を開設し、学生の就職支援に取り組んでいます。平成27年度も前年度と同じ場所で実施します。引き続き、就職活動の拠点として、ぜひご利用ください。

詳細につきましては、下記の専用ホームページをご覧ください。か福祉部保健課までお問い合わせください。

◆専用ホームページ

<http://shukatsu-support.net>

メンタルヘルス等相談サービス

私学事業団健康相談ダイヤル

相談料
無 料

健康・医療相談 メンタルヘルス相談 育児・介護相談 など

電話・面談・Webによるメンタルヘルスカウンセリングも行っています。

対象者：加入者（任意継続加入者を含みます）とその家族、及び75歳以上の教職員

24時間 悩みいらず
☎0120(24)7831 24時間年中無休

Webカウンセリング URL：<https://t-pec.jp/websoudan/>
1-ダ-名：shigaku パ-ダ-ド：247831

※詳しくは、レター5月号に同封するリーフレットをご覧ください。

【福祉部 保健課】

長期給付事業（年金）

退職共済年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国民共通の国民年金（基礎年金）の上乗せとして支給されます。退職共済年金は、下表の年齢に応じて支給が開始されます。ただし、在職中は原則として支給停止されます。

生年月日	退職共済年金の支給開始年齢
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

障害共済年金

加入期間中の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うための給付です。

障害認定日（原則初診日から1年6か月後）に障害の程度が1～3級に該当する場合に支給されます。在職中は原則として支給停止されます。

遺族共済年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持していた遺族の生活保障として支給されます。遺族の順位は①配偶者、子、②父母、③孫、④祖父母となっています。

※他にも障害を給付事由とした**障害一時金**、日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

平成27年10月に被用者年金制度の一元化が実施され、厚生年金保険に統一されます。

福祉事業（福利厚生）

保健事業

特定健診・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品・災害見舞品などの贈呈、海外研修旅行の企画・後援、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

全国8か所のホテルガーデンパレス（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）と、8か所の宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を運営しています。

積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全かつ有利な利率（*）で運用を図っています。

*年利 0.5%（半年複利）
（平成27年4月1日現在）

積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受けられます。

税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

共済定期保険事業

スケールメリットを活かした保険料で、在職中に死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。

1年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあり、個人加入コースには主契約として家族年金コース、その特約として医療保障、医療費支援、3大疾病保障及び長期休業補償コースがあります。

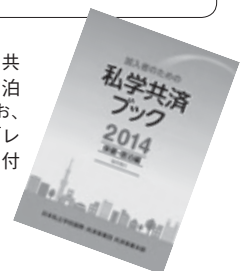
生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。また、通信研修・講座等の割引斡旋を行っています。

貸付事業

加入者貸付として、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付があります。学校法人等の職員住宅の購入・建設に対する貸付として、特殊住宅貸付があります。

福祉事業の詳細は「私学共済ブック2014」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。なお、2015年版は5月下旬に「レター」5月号と一緒に送付する予定です。



共済業務に関する電話での相談サービス

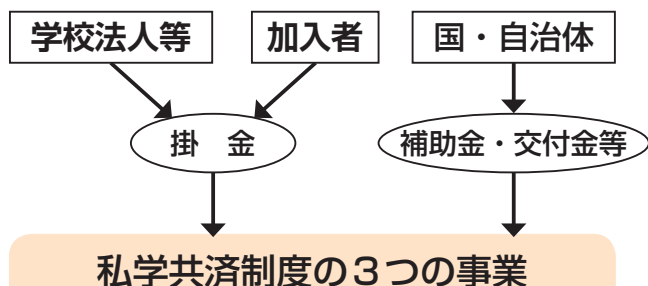
広報相談センターと各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談をお受けしているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間：月曜日から金曜日まで
（年末年始及び祝日を除きます）
9:00～17:15

共済業務の相談サービス電話番号

共済業務の相談サービス電話番号		
広報相談センター相談室		☎03(3813)5321（代表）
共済業務課	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234（直通）
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231（直通）
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388（直通）
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701（直通）
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134（直通）
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651（直通）

新しく私学共済事務担当者になられた方へ 私学共済事業のあらまし



私学共済制度は社会保障制度のひとつです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法という法律により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金と国等からの補助金等で成り立っています。

短期給付事業

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。

* 民間会社に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

長期給付事業

加入者などが一定年齢になったとき・障害の状態になったとき・死亡したときなどに、年金や一時金が給付されます。

* 民間会社に勤務している人が加入する「厚生年金」に相当するものです。

福祉事業

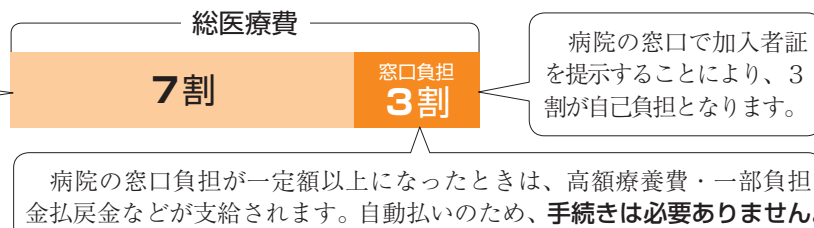
「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、8つの福祉事業を行っています。

短期給付事業（健康保険）

【医療機関等を受診したときの一般的な例】

加入者（患者）がかかった医療費のすべてを自己負担するのではなく、7割は私学事業団が病院に支払います。

このことを **療養の給付** といいます（現物給付）。



手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

病気になったとき

療養費

家族療養費

やむを得ない理由により加入者証等を使わず、一旦医療費の全額を立替払いしたとき

移送費

家族移送費

症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

休業し給与が減額されたとき

傷病手当金

職務以外の病気やケガにより休業したとき

出産手当金

出産により休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどにより休業したとき

結婚したとき

結婚手当金

出産したとき

出産費

家族出産費

直接支払制度や受取代理制度を利用しなかったとき

死亡したとき

埋葬料

家族埋葬料

災害にあったとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金

家族弔慰金

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき

短期給付・長期給付の詳細は、「私学共済ブック2013【給付編】」をご覧ください。



お問い合わせの際には

私学事業団では、私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。

私学共済制度に関するお問い合わせの際には、加入者証等をお手元におき、加入者番号をお伝えくださいますよう、ご協力をお願いします。

加入者証の記号・番号の例

記号	11	A	0099	番号	00141
	県コード	学種	学校番号		個人番号
	学校記号番号				
加入者番号					

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑していますので、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

平成27年4月1日 第208号

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の前期募集が始まります 前期申込期間 4月27日(月)～5月25日(月)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望される場合は、申込期間内に手続きをしてください。

◆制度のあらまし

- **利率** 平成27年4月1日から年0.5%になりました。
 - **積立金額単位** 1,000円単位
 - **積み立て方法**
 - ① 定時積立金 毎月の給与から控除して積み立て
 - ② 臨時積立金 年3回・夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て
- ※臨時積立金のための積み立てはできません。

● 今回の申し込みによる積み立て開始

6月の給与から〔払込期限は7月10日(金)〕

◆申し込み方法 (所定の用紙で申し込んでください)

- **新規加入** 「貯金加入申込書」
- **積立金額の変更** 「積立金変更申込書」
- **積立貯金の復活** 「積立中断・復活届書」

共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申込期間内に提出してください。

◆送付先 (積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便株式会社神田郵便局私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

被扶養者の要件の再確認を！

被扶養者として認定されている人が、就職して健康保険に加入、アルバイトなどで収入が増加したり、結婚した場合や、同居を要件とする被扶養者が別居した場合など、被扶養者の要件を欠いたときは、被扶養者の取り消しとなりますので、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

被扶養者の再審査等で、以前から被扶養者の要件を欠いていることが判明すると、要件を欠いた時点で遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費などは返還しなければなりません。

4月は被扶養者に認定されている家族の状況も変動することが多い時期です。要件を満たしているか再確認していただき、手続きが遅れることがないようにご注意ください。

【業務部 資格課】

賞与掛金早見表はホームページをご覧ください

賞与掛金早見表については、これまで私学共済ホームページへの掲載のほか、毎年4月に給与掛金早見表とあわせて学校法人等宛てに送付していましたが、事務費軽減等のため、平成27年度から私学共済ホームページへの掲載のみとします。ご理解とご協力をお願いします。

【業務部 掛金課】

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しを手続きしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証を回収して必ず私学事業団に返納してください。任意継続加入を申し込んだときも、在職中の証は返納しなければなりません。

【業務部 資格課】

住宅貸付の借受人に退職手当等を支給したときは即時償還となります

住宅貸付の借受人について、加入者資格を喪失することなく退職手当等が支給された場合、住宅貸付の未償還元利金を退職手当から控除し、即時償還しなければなりません。必ず学校法人等で「退職手当支給証明書」を作成し、提出してください。書式は、私学共済ホームページからダウンロードできます。

【福祉部 貸付課】

4月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 3月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 5月7日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
27日(月)	貯金 前期加入申し込み開始
28日(火)	掛金 3月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 4月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(木)	掛金 3月分納期限 貸付 5月22日送金申し込み締め切り

5月の共済業務スケジュール

6日(水)	貸付 4月分定期償還期限
7日(木)	貸付 送金
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

平成27年度 私学経営情報 センターが行うサービスのご案内

学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供を行っています。経営相談、財務分析、会計処理、講師派遣など幅広いサービスを行っておりますので、ご利用ください。

●主なサービスの内容

◆経営相談（詳細は右記参照）

◆財務分析等のデータ提供

①学校法人が直接、データや分析資料等を出力閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています。

※ご利用には、私学事業団が発行する電子認証が必要です。

②学校法人からの依頼に応じて資料を作成・提供しています。

◆会計処理等の質疑応対

会計処理や実務上の取り扱い等の質問にお答えします。

◆学校法人等が主催する研修会への講師派遣

当センターの職員を講師として派遣します。

◆各種セミナーの開催

学校経営等に関するセミナーを開催します。

詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供〕をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など、私立学校にかかる資料を学校法人のご協力のもと収集し、本事業団の経営相談業務に活用させていただきます。

また、学校法人の業務改善を目的として、各学校法人の相互利用の観点から、学校法人関係者を対象に閲覧に供しています。制度等の見直し・検討等の際にご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp



経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをいたします。

【相談内容の例】

- ①経営改善計画の作成支援 ②管理運営、組織の活性化
- ③教育条件の改善 ④財務の分析・比較
- ⑤学生生徒等の確保 ⑥人事政策・人件費の見直し
- ⑦収入の確保、経費の節減 ⑧その他の課題
- ⑨専門家を活用した相談

【経営相談の申込書等について】

◆大学・短期大学・高等専門学校法人

3月中旬に電子窓口に掲載

◆高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人

3月中旬に理事長宛てに送付

平成27年度において相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申込締め切り日：4月17日(金)

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7828・7830・7832

Eメール shien@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

4月は、「平成26年度私立大学等経常費補助金に係る実績額等の確定報告について」「平成27年度私立大学等経常費補助金説明会」について掲載する予定です。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
http://www.shigakukyosai.jp/

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
(北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの鉄道で「中軽井沢」駅南口から徒歩10分)

鮮やかな若草色が視野いっぱいに広がるこの季節、澄みきった爽やかな軽井沢が元気と癒しを届けます。

新緑プラン

1泊2食(1名様) 9,100円
取扱期間：平成27年5月6日
～7月24日

※2名様より承ります。

※1室1名でご利用の場合、500円の割増となります。



セミナープラン

1泊2食(1名様) 8,500円
取扱期間：通年
※セミナールーム使用料を含みます。



箱根 対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
(箱根登山電車「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バスで「大平台」下車、徒歩2分。箱根登山電車で「大平台」駅下車、徒歩4分)

箱根では、5月上旬から見ごろを迎えるツツジやシャクナゲを楽しむイベントが数多く開催されます。6月下旬からは箱根登山電車沿線で紫陽花が咲き誇り、季節の花々をお楽しみいただけます。

箱根の花観光と共に、対岳荘自慢の温泉と料理でゆっくりお寛ぎください。



味彩プラン (会席料理11品)

1泊2食(1名様) 11,800円(※)

取扱期間：通年

漫湯プラン (会席料理9品)

1泊2食(1名様) 10,300円(※)

取扱期間：通年

※1室1名又は7/18～8/30のご利用の場合、それぞれ1,000円の割増となります。

融資事業のご案内

平成27年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成27年4月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業並びに校(園)地の買収事業等	1.1	0.5	0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.2	0.6	—
【教育環境整備費】 校教具(※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象)、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.5	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

27年度融資については、現在受付中です。

なお、事業団融資のご案内(8頁)も併せてご覧ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp